

## 第3次総合計画策定のための 地区別市政懇談会を開催します

各地区の課題などを把握し、第3次総合計画の策定に反映させるため、地区別の市政懇談会を開催します。

問い合わせ 企画調整課(☎27-2707)

### 皆さんの意見を聞かせてください

懇談会では、現在策定中の第3次総合計画長期ビジョン(基本構想)(案)などの概要を市長が説明します。市民と協働したまちづくりを進めるため、皆さんが感じている長期的な視点でのまちづくりへの提案や意見を聞かせてください。

期日・会場・時間 右表のとおり

申し込み 当日直接会場へ

第3次総合計画の詳細はこちら

市政懇談会の詳細はこちら

### 期日・会場・時間

期日	会場	時間
4月10日(水)	人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター	午後6時～7時
4月12日(金)	緋の郷(円形交流館)	
4月18日(木)	赤堀公民館	
5月1日(水)	あずま公民館	
5月2日(木)	ナルセグループ伊勢崎市民プラザ	

## 不動産公売を実施します

市税などを滞納している人から差し押さえた8件の不動産を公売します。公売は中止する場合があります。事前に収納課または市ホームページで物件明細書を必ず確認してください。

公売保証金納付期間 6月3日(月)午前9時から20日(木)午後5時まで

入札期間 6月13日(木)午前9時から20日(木)午後5時まで

対象物件 下表のとおり

問い合わせ 収納課(☎27-8804)

### 物件一覧

所在地	地目・種類	登記上の面積
赤堀今井町二丁目	畑	1,413㎡
赤堀今井町二丁目	田	1,468㎡
赤堀今井町二丁目	田	643㎡
赤堀今井町二丁目	田	1,596㎡
赤堀今井町二丁目	畑	198㎡
赤堀今井町二丁目	畑	892㎡
赤堀今井町二丁目	畑	113㎡
赤堀今井町二丁目	畑	198㎡

## 水道料金と下水道使用料の 支払いができるキャッシュ レス決済アプリを拡充

4月1日(月)から水道料金と下水道使用料の支払いができるスマートフォンのキャッシュレス決済アプリを拡充します。

キャッシュレス決済アプリを利用すると、納入通知書のバーコードを読み込み、水道料金・下水道使用料を支払うことができるため、窓口に行く必要がなく便利です。ぜひ利用してください。

※利用方法などの詳細は市ホームページを確認してください

※4月1日(月)以前に発行した納入通知書でも利用できます

### 【現在利用可能なアプリ】

- PayPay
- LINE Pay

### 【新たに利用可能になるアプリ】

- au PAY
- d払い
- 楽天ペイ
- 楽天銀行

\* \*  
支払いができる上限金額は、決済会社ごとに異なります。詳しくは市ホームページを確認してください。

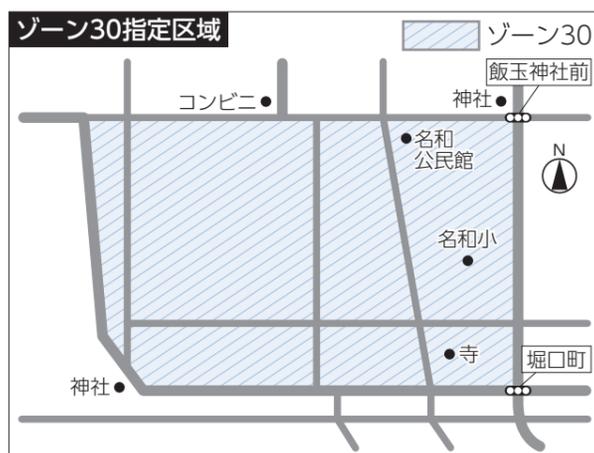
問い合わせ 上下水道局総務課(☎30-1272)

## 教育活動の連携 に関する協定を 締結しました

持続可能な社会のつくり手となる子どもたちの教育活動の充実を図るため、市教育委員会は明星電気㈱と協定を締結しました。

市と事業者で相互に協力して、子どもたちが学習体験などを通じて、地域課題や社会課題に目を向け、その解決に向かえるような教育活動を推進します。

問い合わせ 教育部総務課(☎272785)



## 「ゾーン30交通規制」指定区域を追加

ゾーン30は、住宅地での歩行者や自転車の安全を確保するため、区域(ゾーン)を定めて自動車などの速度を時速30キロ以下に制限する交通安全対策です。新たに名和小学校周辺地域をゾーン30の対象区域に指定しました。

### 問い合わせ

道路維持課(☎276274)または伊勢崎警察署交通課(☎260110)

本年度は、名和小学校を中心に堀口町、中町、柴町の周辺地域を「ゾーン30」に指定しました。区域内を通行する自動車などの速度抑制と、抜け道としての利用の抑制を図り、歩行者や自転車の安全を確保します。

区域の入り口などに道路標識や路面表示を整備し、「ゾーン30」の指定区域であることが分かるよう注意喚起を行います。整備と同時に交通規制が開始されますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 創業促進サポート補助金を交付

市内における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内で創業する人に、必要な経費の一部を補助します。

申請できる人 次の条件を全て満たす人

- 令和6年度中に市内で創業する人
- 市税の滞納がない人
- 市特定創業支援事業の支援を受けた人
- 個人で創業する場合は創業時に市内に住所がある人、新たに会社を設立する場合は主たる事業所を市内に登録する人
- 必要な資格や許認可を既に取得または取得見込みの人
- 申請時に事業を営んでおらず、他の法人の代表や役員でない人
- 3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則週30時間以上営業を行う人
- 事業所の設置について、商工会議所・商工会などへ情報提供することに同意できる人
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号の規定に該当しない人
- 過去にこの補助金の交付を受けていない人

対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進経費  
※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額や工事を市内業者へ発注することなどの条件があります  
補助金額 対象経費の2分の1以内  
※上限額は100万円です、千円未満は切り捨てです  
※市が定める中心市街地区域に事業所を設置する場合は、上限額150万円です  
申し込み・問い合わせ 4月1日(月)から申請書に必要書類を添えて直接商工労働課(☎272754)

※交付決定額が予算額に達し次第受け付けを終了します  
※申請書は商工労働課にあり、市ホームページからダウンロードもできます

\* \*  
対象とならない事業の例  
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の第6項から第10項までに該当する事業  
●他の人が行っていた事業を承継して営む事業  
●フランチャイズ契約などに基づく事業 など